**令和８年（フ）第５５５６号**
東京都荒川区南千住３丁目31－４　池田方
債務者　酒井有里子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５５７号**
東京都板橋区常盤台３丁目25－５－101
債務者　吉久日奈子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５５９号**
東京都杉並区本天沼３丁目18－20　田辺荘７
債務者　鈴木　甚三
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５６３号**
東京都足立区綾瀬６丁目26－13－202
債務者　前川　芳夫
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５６４号**
東京都足立区綾瀬６丁目26－13－202
債務者　前川　房子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５９５号**
東京都中野区本町２丁目33－11　フェリスアリエスＣ棟102
債務者　中尾　直樹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５９６号**
東京都中野区丸山２丁目24－２－101
債務者　鈴木トシ子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５５９８号**
東京都渋谷区本町４丁目25－８－103
債務者　吉田　貴幸
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５６０２号**
東京都江戸川区東葛西７丁目13－17　葛西荘
債務者　濵田　新一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５６６０号**
東京都葛飾区奥戸６丁目15－３－203
債務者　谷口　　茂
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５６６１号**
東京都墨田区太平４丁目15－13－307
債務者　須藤　浩樹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５６８０号**
東京都葛飾区亀有３丁目32－12　アパートメントＳ601
債務者　馬場喜代美
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５６８２号**
東京都八丈島八丈町大賀郷2637－27
債務者　荒井　楓美
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５７１８号**
東京都大田区西蒲田８丁目２－１－328
債務者　幅　　夏美
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第２３１６号**
大阪市平野区瓜破西１丁目６番14号　阪東ハイツ502号
債務者　岡田　龍聖
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第３５５０号**
大阪府枚方市堂山２丁目27番15－113号
債務者　中本　和良
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部